

SHIKA TOWN
情報パーク

INFORMATION PARK

納税は
お忘れなく!!

納税のお知らせ
国民健康保険税の納期は
3月31日(月)までです。

相談

無料法律相談を開催します

- ◆とき 3月24日(月)
午後1時～午後4時
- ◆ところ 役場本庁相談室
- ◆相談弁護士 國田武二郎弁護士(堀松出身・名古屋在住)
- ◆相談時間 1人30分(要予約)
- ◆募集定員 6名
- ◆定員になり次第締め切ります
- ◆申込用紙は住民課及び富来支所総合窓口にあります。
- ◆お問い合わせ先
住民課 ☎32-9121

総合相談(無料)

総合相談所を町内2カ所で開催します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。※秘密は厳守します。

◆相談員 行政相談員、人権擁護委員、民生・児童委員、司法書士の方々が相談に応じます。

《志賀地域》

- ◆とき 3月14日(金)
午前10時～午後3時
- ◆ところ 志賀町文化ホール2階
- ◆お問い合わせ先
志賀町社会福祉協議会 ☎32-1363

《富来地域》

- ◆とき 3月10日(月)
午前10時～午後3時
- ◆ところ 富来行政センター2階
- ◆お問い合わせ先
志賀町社会福祉協議会富来支所 ☎42-2545

ハローワーク相談

- ◆とき 3月19日(水)
午後2時～3時30分
- ◆ところ 富来活性化センター
- ◆お問い合わせ先
商工観光課 ☎32-9341

母子自立支援相談

母子家庭の方々の相談に応じたいです。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のこと

など、どんなことでもお気軽にご相談ください。

- ◆とき 3月27日(木)
※毎月第4木曜日
午前10時～午後3時
- ◆ところ 役場本庁1階相談室
- ◆お問い合わせ先
子育て支援課 ☎32-9122

志賀町要保護児童対策地域協議会より

「人に頼るのをためらわないで」

どんな時代でも母親、父親だけでなく、たくさんの方が手をかけて子どもを育ててきました。だから何かあったときには、人に助けてもらったり、支えられたりすることは、普通のことなのです。

夫婦で協力することはもちろんですが、友達や近所の人に助けや協力を求めたり、身近な相談機関に相談してみましよう。

私たちは「人に迷惑をかけてはいけない」とひとり頑張ってしまいがちですが、ときには人に頼ったり頼られたり、「ありがとう」「おかげさまで」「どういたしまして」と、お互いに支えあえるような人間関係を作っていきたいものです。

子どもはたくさんの大人に見守られることで、より豊かで大きな安心感が得られるのです。

- ◆お問い合わせ先
子育て支援課 ☎32-9122

窓口での本人確認にご協力を!!

全国的に、本人の知らない間に戸籍、住民票の悪用を目的とした虚偽(うそ、いつわり)の届出を第三者が行うという事件が相次ぎ、社会問題となっています。

当町でも虚偽の届出及び各種証明書の交付等を防止するため、本人確認をさせていただいております。

役場窓口へいらっしゃるときは、必ず印鑑と運転免許証か健康保険証など、公的身分証明書をお持ちください。

七尾法律相談センター

- ◆とき 毎週木曜日(祝・祭日は除く)
午後1時30分～4時
- ◆ところ 七尾駅前パトリア5階「フォーラム七尾」
- ◆相談料 30分以内5千円
- ※ただし、次のいずれかの場合には相談無料です。
- ①クレサラ相談
- ②負担が困難な方で法律扶助資力基準に該当する方。

※相談希望者は相談日前日午後5時までに金沢弁護士会(☎076-225-1024)へ電話予約ください(先着5名)。

お知らせ

来年度中学1年生、高校3年生のみなきまへ
平成20年4月から
麻しん風しんの予防接種が
変わります!!

昨年、10代及び20代を中心とした年齢層での麻しんの流行がみられたことから、平成20年4月より5年間の期限付きで、麻しん風しんの定期予防接種対象者に、中学校1年生、高校3年生が新たに追加されます。対象となる方は忘れずに接種しましょう。

予防接種を受けるには

- 【対象者】
・中学1年生相当世代
(平成7年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)
・高校3年生相当世代
(平成2年4月2日生まれ～平成3年4月1日生まれ)

※ただし、これまでに麻しん及び風しんにかかったことがある方、それぞれのワクチンを2回接種した方は接種する必要はありません。

【接種期間】
平成20年4月1日～
平成21年3月31日

【接種方法】
対象の方全員に「接種券・予診票」を同封した案内を配布します。配布された「接種券・予診票」と母子健康手帳をお持ちの上、接種協力医療機関にて接種して下さい。

- 【費用】 無料
- 【お問い合わせ先】
志賀町保健福祉センター

「チャイルド・プレミアム事業」をご存知ですか？

毎月19日は、全ての子育て家庭を応援する「県民育児の日」。石川県は、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を対象とするプレミアム・パスポート事業に加え、子どもが1人からでも特典の対象となるチャイルド・プレミアム事業を、昨年の4月から始めました。

これは、県民育児の日（毎月19日）に限り、1人以上の子ども連れの家族がチャイルド・プレミアム協力店から、割引などの特典を受けられる制度です。志賀町内や近隣市町でも利用できる店舗が増えていきます。毎月19日限定の制度ですが、ぜひ利用してみたいかがでしょうか。詳しくは、<http://www.i-oyaconi.net/jorpass/>をご覧ください。お問合せ先

子育てにやさしい企業推進協議会
076-262-1530

志賀町富来海洋センター「フレア」から臨時休館のお知らせ

◆休館日 3月23日
「第8回志賀町富来BOOG海洋センター水泳記録会」を開催致します。

記録会当日は、終日にわたり臨時休館とさせていただきます。

◆休館日 3月24日～31日まで
右記の期間に施設保守点検を

行います。

保守点検期間中は、全館臨時休館とさせていただきます。

大変ご迷惑をおかけ致しますが、ご理解とご協力の程よろしくお願ひします。

聴覚障害者の皆様へ

◆皆様の相談、行政手続き等に対応しますので、どうぞお気軽にご利用ください。

設置日時は次のとおりです。

◆役場健康福祉課窓口

※第1・第2（木曜日）
午前10時～12時（3/6・13）

※第3（金曜日）
午後2時～4時（3/21）

※第4（木曜日）
午後2時～4時（3/27）

◆富来支所総合窓口

※第1・第3（水曜日）
午後2時～4時（3/5・19）

催し物

クリンクルはくい情報

◆エコクッキング教室
料理をおとして、ごみを出さない工夫や出たごみの分別の仕方を学び、

▼とき 3月9日（日）
午前9時30分～

▼定員 20人

▼参加費 500円

▼持ち物 エプロン、三角巾、箸

▼講師 室谷 加代子

◆古着のリフォーム教室

▼とき 3月15日（土）
午前9時～

▼定員 20人

▼参加費 200円

▼持ち物 50cm×50cmの布1枚、裁縫道具

▼講師 原田 洋子

▼申込先 クリンクルはくい

027-1153 FAX 27-1154

てんと市

▼とき 2月26日（火）
午前8時30分～午後1時

▼ところ 道の駅「旬菜館」前

※皆さまのお越しをお待ちしています。

募 集

志賀町青年団協議会主催

「みんなで楽しく料理しよう」

▼内 容 料理を覚えたい女性と男性を対象に料理教室を開催します。当日はプリンとカニクリームコロッケを作ります。

▼とき 3月29日（土）
午後1時30分～

▼ところ 富来活性化センター

▼対象 志賀町在住の18歳から35歳までの男女

▼定員 20人

▼参加費 無料

▼持ち物 エプロン、タオル（てぶき）

▼講師 室谷加代子

▼申し込み締切 3月21日（金）

（定員になり次第締切します）

▼お問合せ先 027-1153-1111

志賀町青年団協議会事務局
小谷内（こやち）

登録ヘルパー募集

（社会福祉協議会）

志賀町社会福祉協議会では、登録ヘルパーを募集します。

○職種 訪問介護員

○人員 若干名

○勤務場所 志賀町社会福祉協議会

○資格 富来支所 介護福祉士の資格を有する者若しくはホームヘルパー養成研修2級課程修了者

○申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ提出

（社会福祉協議会本所支所にて交付）

○お申込・お問合せ 027-1153-1111

羽咋郡志賀町高浜町力の1番地1

志賀町社会福祉協議会

平成20年度

石川県食品表示モニター募集

▼内 容 スーパー等で買

物をしながら、食品表示状況

をモニターし、定期的に報告

していただく方を募集します。

▼募集人数 100名

▼モニター期間 平成20年5月

1日～平成21年3月31日

▼応募資格 県内に在住の満18

歳（平成20年4月1日現在）以上

の方で4月に実施する研修

会に参加可能な方

▼応募方法 応募用紙に必要事

項を記入の上、郵送、FAX、

又はホームページにて応募して

ください。応募用紙は、送付

いたしますので応募先にお問

い合わせください。

ホームページ上の応募フ

ォームからも応募することが

できます。

▼応募締切 3月31日（月）必着

▼選考結果 4月上旬に通知

▼応募先

027-1153-1111

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県農林水産部農業安全課

消費者対策グループ

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

TEL: 076-225-1626

FAX: 076-225-1628

善意の花

福祉の向上に心温まるご芳志をありがとうございます

（志賀町社会福祉協議会）

◇LDCつちだ様より、バザー収益金の一部を福祉向上にと2万円

◎ 新規会員を募集します！

しか農業振興協議会

個々の農家では対応できない諸課題に取り組み、地域農業を支え、農村を守り、農業振興に寄与することを目的とした組織。

- ・志賀町の中核農家登録制度登録農家
- ・集落営農の構成員
- ・個人会員の家族及び法人会員の社員
- ・担い手として意欲を持つ人で、会の趣旨に賛同する方いずれかに該当される方ならばどなたもご入会いただけます。(年会費2,000円)

1家族2名以上なら年会費は3,000円となります。

ただし、新規会員(現在の個人会員の家族を除く)は初年度のみ登録料として別途3,000円が必要となります。

《活動内容》

- ・町内外視察研修(各1回)
- ・県行事参加(知事との農政現地懇談会、羽咋郡市合同視察研修、営農大学等)

志賀町みどり会

志賀町農業の振興と農業経営の改善を図ることを目的とした組織。

会の趣旨に賛同し、自ら農業を営む方または農業に従事する方ならどなたもご入会いただけます。(年会費1,000円)

《活動内容》

- ・広報「みどり」隔月発行
- ・町内外視察研修(各1回)

しか農業振興協議会協議会、志賀町みどり会には年2回、合同の研修会があります。この機会に、農業の専門家(農林事務所、JA等)と気軽に意見交換し、情報を得ることができます。

研修には町内の会員が多数参加しますので、会員同士の交流も盛んになります。

お申込みは、農林水産課またはお近くの農協にて受付します。

※平成20年2月29日から志賀・富来の中核農家連絡協議会が合併し、新たに「しか農業推進協議会」となりました。

入っていますか？— スポーツ保険

平成20年度のスポーツ安全保険の加入受付が3月3日より始まります。

この保険は、アマチュアのスポーツ・文化・ボランティア活動等を行う5名以上の団体を対象として、経路往復中も含めた団体活動中の傷害事故や賠償責任を負う事故の補償をするものです。

また、急性心不全等の突然死に対して見舞金をお支払いして、団体が安心して活動できるようにするためにつくられた、営利を目的としない互助共済的な補償制度です。

【加入区分・掛金・補償額】

団体	対象	区分	掛金 (1人年額)	傷害保険				賠償責任保険 (支払限度額)	共済見舞金 (急性心不全、 脳出血等による突然死)
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子どもの団体	・中学生以下の子ども ・スポーツ活動を行わない大人	A	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	大人の団体と同補償	160万円
	・中学生以下の子ども子ども (下段は、個人活動中の事故の場合の補償額)	AW	1,050円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	大人の団体補償に身体、財物賠償補償合算で1事故500万円を加算	
				100万円	150万円	1,000円	500円	身体、財物賠償合算で1事故500万円(免責1,000円)	対象外
大人の団体	・子どもの団体で、子どもの指導・支援として一緒にスポーツ活動を行う大人	AC	1,000円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	大人の団体と同補償	160万円
		C	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	・大人の文化活動、ボランティア活動、地域活動(スポーツの指導、審判、ダンス、踊り等を除く)	A	500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体賠償 1人1億円 1事故5億円 (免責1,000円)	
	・老人クラブなど(60歳以上)	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	財物賠償 1事故500万円 (免責1,000円)	
・大人のスポーツ活動(野外活動、身体運動を含む)	C	1,500円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円			
・危険度の高いスポーツ活動(アメリカンフットボール、山岳登山等)	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円			

【対象となる事故】 団体活動中の事故、経路往復中の事故

【受付期間】 平成20年3月3日から平成21年3月30日まで

【保険期間】 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4月1日以降の申込みは、掛金振込日の翌日から有効)

【お問合せ先】 財団法人スポーツ安全協会石川支部 ☎ 076-225-1851

または、生涯学習課スポーツ振興室 ☎ 32-2112 まで

火は見てる

あなたが離れる その時を

3月20日から26日の7日間にわたり
県下では春の火災予防運動が実施されます。
火災には注意しましょう。

火災予防 週間

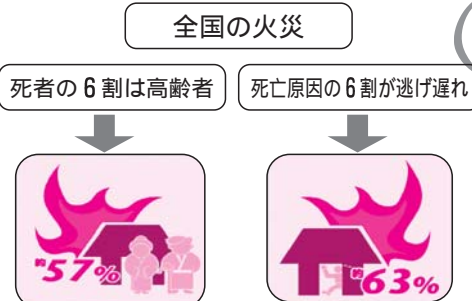


住宅用火災警報器を設置しましょう！



設置場所と警報器について

1. 常に寝室として使用している居室
2. 寝室が2階にあれば2階の階段にも
3. 居室（概ね4.5畳）が5室以上ある階（寝室がない階）の廊下など
4. 設置義務はありませんが台所や仏間など、裸火を取扱うような場所にも設置するとより安心です。



もうつけた？
住宅用火災
警報器



羽咋郡市の火災予防条例では、平成20年6月1日から設置が義務づけられています。

【悪質な訪問販売には十分注意して下さい。】

1. 消防職員を装って販売する。
2. 条例の内容を偽って販売する。
3. 不当に高い価格で販売する。

※消防署では、商品などの販売は一切行っていません。

問い合わせ先

志賀消防署 ☎32-1776

富来分署 ☎42-1211

志賀町奨学資金貸付のご案内

町では、志賀町民で経済的理由により高等学校・大学等への修学が困難な方に対し、奨学資金の貸付けを行っています。

〈対象者〉 次の要件をすべて満たしている方です。

- ①平成20年4月に高等学校、大学等（専修学校は修業年限が2年以上の専門課程）に入学する方。又は、在学中の方。
- ②申請者及び保護者が1年以上町内に在住の方。
- ③保護者（またはそれに代わる方）の平成19年中の総所得金額が500万円以下の方。（大学修学生が2人以上になる場合は700万円以下。）
- ④在学する（新1年生の場合は卒業した）学校の長または学部長の推薦を経た方。

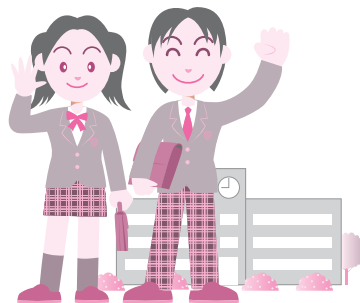
◎6月下旬に選考委員会の選考を経て決定し、4月分からの貸付開始となります。

〈貸付月額（貸付は無利子）〉 ●高校・高専 12,000円 ●大学・専修学校（国公立）36,000円（私立）48,000円

〈提出書類〉（申請用紙は役場3階 教育委員会学校教育課又は富来支所総合窓口係で交付します。）

- ①奨学資金貸付申請書
- ②申請者、保護者の世帯全員の住民票（本籍等省略していないもの）
- ③学校の長または学部長の推薦調書及び成績証明書
- ④作文 タイトル「今、学びたいことと自分の将来について」
- ⑤申請者本人の3ヶ月以内の上半身写真（タテ3cm×ヨコ2.5cm）
- ⑥保護者（またはそれに代わる方）の平成19年度納税証明書
- ⑦保護者（またはそれに代わる方）の平成20年度町県民税（所得・課税）証明書

〈書類提出期限〉 6月18日（水）必着



お申し込み・お問い合わせ先 志賀町教育委員会学校教育課 奨学資金係 ☎32-9360（直通）